

8) 交通・移動支援

(1) 鉄道運賃の割引

◆JR各社

障害者手帳をお持ちの方は、次の割引が適用されます

なお、割引の申出をする際は、障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載のあるもの）が必要になります

また、列車等を利用する際には、係員に提示できるよう必ず障害者手帳を所持してください

《身体障がい者及び知的障がい者手帳をお持ちの方》

対象者	第1種障がい者とその介護者	第1種障がい者とその介護者 又は 12歳未満の障がい児とその介護者	第1種、第2種障がい者が 単独で利用する場合
割引対象乗車券の種類	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	普通乗車券
割引率	50%		
備考	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む 小児定期旅客運賃については割引が適用されません	片道の営業キロが100キロメートルを超える場合 (私鉄線等他の鉄道会社線にまたがる場合を含む)

《精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方》

対象者	第1種障がい者とその介護者	第1種障がい者とその介護者 又は 12歳未満の障がい児とその介護者	第1種、第2種障がい者が 単独で利用する場合
割引対象乗車券の種類	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	普通乗車券
割引率	50%		
備考	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む 小児定期旅客運賃については割引が適用されません	片道の営業キロが100キロメートルを超える場合 (私鉄線等他の鉄道会社線にまたがる場合を含む)

※JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています

※障がい者と介護者が一緒に利用する場合は、同一区間の乗車券等になります

※有効期限が切れた手帳、写真が貼付されていない手帳、第一種・第二種の記載がない手帳の場合は、割引が適用とならないためご注意ください

◆しなの鉄道

「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」

対象者	第1種障がい者が単独で 利用する場合	第1種障がい者と その介助者	第2種障がい者が単独で 利用する場合
割引対象乗車 券の種類	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券		
割引率	50%		
備 考	回数乗車券を除き、しなの鉄道線からJR線連絡運輸内 (例：篠ノ井駅⇔長野駅) も割引が適用されます		しなの鉄道線内のみが 割引となります

注) しなの鉄道線内のみ割引が適用される方がJR線連絡運輸内まで乗車した場合、しなの鉄道線内の割引乗車券を購入し、JR線内の運賃はJR線の駅で精算してください

《例》小諸駅から長野駅まで乗車する場合

小諸駅で障害者手帳を提示し小諸駅から篠ノ井駅までの割引乗車券を購入し、長野駅で篠ノ井駅から長野駅分の乗車料金を精算してください

※有効期限が切れた手帳、写真が貼付されていない手帳、第一種・第二種の記載がない手帳の場合は、割引が適用とならないためご注意ください

◆JR各社、しなの鉄道以外の路線の鉄道運賃の割引については各事業者により内容が異なりますので、詳細はご利用の鉄道各運営会社にお問い合わせください。

(2) ジパング倶楽部

特急券等の割引

対象者	身体障害者手帳所持者で、長野県身体障害者福祉協会会員（小諸市身体障害者福祉協会会員）のうち、60歳以上の男性及び55歳以上の女性
内容	・割引を受けられる切符の種類 普通乗車券、指定席特急券、自由席特急券、急行券、グリーン券、指定席券 ・割引回数及び割引率 割引回数 年間20回まで 割引率 (1) 新規会員は、1～3回まで2割引、4～20回まで3割引 (2) 継続更新会員は、20回とも3割引 ※割引切符を購入できるのは、JR線で片道・往復・連続で201キロ以上ご利用の場合（令和8年3月からはJR線で片道101キロ以上のご利用の場合に変更になります。） 割引とならない期間がありますので、ご注意ください 新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部割引とならない切符があります。
手続	・問い合わせ先 社会福祉法人 長野県身体障害者福祉協会 〒380-0936 長野市中御所岡田98-1 長野保健福祉事務所2階 電話：026-228-0317 FAX：026-228-8006 ・申込先 小諸市身体障害者福祉協会又は長野県身体障害者福祉協会 （原則として、小諸市身体障害者福祉協会（各市町村の身体障害者福祉協会）への加入（年会費1,000円）が条件となります） ◎入会申込書に必要事項を記入のうえ、身体障害者手帳のコピー（写真と障がい名が記載されているページ）とジパング倶楽部年会費1,400円を添えて 申し込んでください

(3) 予約制相乗りタクシー「こもろ愛のりくん」運賃の割引

内容	こもろ愛のりくんの運賃が1回の乗車につき100円になります
利用できる者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 ※介護福祉タクシーではありませんので、ドライバーが利用者の身体に触れて乗降のお手伝いをすることはできません。おひとりで乗降できる方のみご利用いただけます。
窓口	こもろ愛のりくんコールセンター（こもテラス1階） 小諸市相生町2-2-22 電話：0267-25-8008
手続	利用者登録をする際に手帳の写しを提出し、こもろ愛のりくんコールセンターで回数券を購入してください

(4) バス運賃の割引

内容	区分	適用範囲	割引率
	普通乗車券	単独で乗車する場合	5 割引
		介護者とともに乗車する場合	
	定期乗車券	単独で乗車する場合	各バス会社へお問い合わせください
		介護者とともに乗車する場合	
	貸切バス	障がい者及び介護者の団体利用	
利用できる者	・身体障害者手帳、療育手帳所持者 ・指定救護施設入所者で、その施設の代表者の発行する割引証の提出者 ただし、介護者の必要性の認定については、各会社（又は運転手）の判断によります		
窓口	乗車券販売窓口		
手続	手帳を乗車券販売窓口で提示し割引乗車券を購入するか又は手帳を運転手に提示し割引料金を支払ってください		

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へのバス運賃割引制度については、事業者により内容が異なりますので、詳細はご利用のバス運営会社にお問い合わせください

(5) 航空運賃の割引（国内線のみ）

内容	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者で満 12 歳以上の方が定期航空路線（国内線）を利用する場合に航空運賃が割引になります ・各航空会社が国内線の路線ごとに割引率を設定しています 詳しくは、各航空会社にお問い合わせください
利用できる者	満 12 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及び介護者 1 名
手続	航空券購入の時、搭乗手続きの時に手帳を提示してください

(6) タクシー運賃の割引

内容	・タクシーの運賃が 10 % 割引になります（時間制運賃を含む） （相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については割引対象となります） ※迎車回送料金、高速料金、駐車料金は割引対象外です
利用できる者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者。精神保健福祉手帳所持者については割引を導入していない事業者があるため事前にご利用のタクシー事業者へお問い合わせください。
窓口	長野県タクシー協会、各タクシー会社
手続	タクシーから降りる際に運転者に手帳を提示し、割引申請書を渡してください ※割引申請書は小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）にあります

(7) 重度心身障がい児（者）タクシー利用料金助成事業（市単独事業）

内容	・タクシーの利用料金（利用１回につき８８０円）を助成します ・最高で年間３６回分（月３回分）を助成します
対象者	・身体障害者手帳所持者で、視覚障がい、下肢障がい、体幹機能障がいの１・２級の者又は上肢２級以上かつ下肢４級以上で単身世帯の者 ・療育手帳所持者で、程度がＡ１の者 ・自動車税の減免を受けた者、施設入所者は除く ・所得税が課税されていない世帯 ・市税の滞納がない者
窓口	小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）
手続	申請書を提出して、助成回数乗車券の交付を受けてください

(8) 福祉有償運送（自家用有償旅客運送）

内容	他人の介助によらずに移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な障がい者等を対象にした、社会福祉法人などの団体による個別有償運送サービスです		
利用できる者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者		
事業者	小諸市社会福祉協議会	小諸市与良町 6 - 5 - 1	(電話 0267 - 31 - 5531)
	NPO法人サポートすみれ	小諸市大字加増 1 2 5 8 - 3	(電話 0267 - 22 - 2362)
	NPO法人たんと	佐久市長土呂 5 8 7 - 6	(電話 0267 - 68 - 7977)
	ヘルパーステーション長土呂	佐久市長土呂 2 0 3 - 1	(電話 0267 - 68 - 1746)
	ヘルパーステーション望月	佐久市協和 1 2 6 - 3	(電話 0267 - 77 - 7023)
手続	利用方法、料金等詳細については、各事業者にお問い合わせください		

(9) 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる者	全ての身体障がい者	第１種 身体障がい者 第１種 知的障がい者 ※第１種とは、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」に第１種と記載がある方です
自動車の範囲	障がい者本人又は生計を一にする者が所有する車及び自家用自動車等（事業用を除く）	
割引率	５０％以内	
手続	福祉事務所において事前登録が必要です。、手帳の所定の欄に「自動車登録番号等」の記載または「自動車登録なし」の記載を受けておく必要があります。手続きには手帳・車検証・運転免許証が必要となります。 料金所において記載を受けた手帳を提示していただくことで、割引となります ※ETCをご利用される場合は、上記の手続きに必要なもののほかにETCカード（原則手帳所持者本人名義）及び登録車に取り付けられたETC車載器の管理番号が確認できる書類（ETC車載器セットアップ申込書・証明書等）が必要になります ETC利用申請は、オンラインでも可能です。	

(10) 自動車改造費の助成

内容	重度の肢体不自由者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します
利用できる者	次の要件を全て満たすことが必要です ・18歳以上で、自らが所有し運転する自動車の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者 ・在宅で生活している者 ・前年の所得税が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
助成額	改造に要する経費の10/10以内（ただし10万円が限度額）
窓口	小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）
手続	・事前にご相談ください（要件等を審査させていただきます） ・申請には、次の書類が必要となります 身体障害者手帳、運転免許証、車検証の写し、見積書、改造前の写真

(11) 自動車運転免許取得の助成

内容	自動車の運転免許を取得しようとする障がい者に対し、取得費用の一部を助成します
利用できる者	次の要件を全て満たすことが必要です ・18歳以上で、自動車の運転免許を取得することにより社会参加が見込まれる者 ・在宅で生活している者 ・前年の所得税が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
助成額	取得費の2/3以内（ただし10万円が限度額）
窓口	小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）
手続	事前にご相談ください

(12) 駐車禁止規制の適用除外

内容	歩行の困難な身体障がい者等の運転する自動車に対して、駐車禁止除外標章が交付されます
利用できる者	身体障害者手帳（主に3級以上、下肢不自由は4級以上）、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方 ※詳しくは警察署にお問い合わせください
窓口	警察署
手続	警察署にご相談ください

(13) 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

内容	制度に賛同する公共施設や店舗等で、専用の案内表示のある駐車区画を利用できる県内共通の「利用証」が交付されます
窓口	小諸市福祉事務所（小諸市福祉課）、佐久保健福祉事務所福祉課 ※妊産婦については健康づくり課、要介護認定者については高齢福祉課が窓口です
手続	障がい等の状況のわかる書類（身体障害者手帳等）を持参し、申請してください 郵送による申請を希望する場合は、ご相談ください

※利用証の交付対象者及び有効期間は次のとおりです

区分				交付基準		有効期間
身体障がい者	視覚障がい			身体障害者手帳	4 級以上の者	発行の日から 5 年以内
	聴覚障がい				3 級以上の者	
	ろうあ				3 級以上の者	
	平衡機能障がい				5 級以上の者	
	肢体不自由	上肢			2 級以上の者	
		下肢			6 級以上の者	
		体幹			5 級以上の者	
		脳原性	上肢機能		2 級以上の者	
	移動機能		6 級以上の者			
	心臓機能障がい				4 級以上の者	
	腎臓機能障がい				4 級以上の者	
	呼吸器機能障がい				4 級以上の者	
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい				4 級以上の者	
		小腸機能障がい			4 級以上の者	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			4 級以上の者			
肝臓機能障がい			4 級以上の者			
知的障がい者				療育手帳 A 1、A 2 の者		
精神障がい者				精神障害者保健福祉手帳 1 級の者		
発達障がい者				歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者		
難病患者				特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、長野県特定疾病医療等受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		
要介護認定者				介護保険の要介護状態区分が要介護 1 以上の者		発行の日から 2 年以内
妊産婦				母子健康手帳を取得した者 産後は 2 歳未満の子どもを同伴する場合に限る		母子健康手帳の取得から出産（分娩予定日）後 2 年の間
その他ケガ人又は病気等の者				ケガ又は病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者		医師の診断書等による必要期間以内

(14) 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の給付

内容	身体障がい者補助犬を使用するために必要な訓練を行います なお、この間の経費（交通費、食事代等）は、給付候補者の負担となります また、身体障がい者補助犬の飼育、管理等に要する経費は、受給者の負担です
利用できる者	・盲導犬 視覚障がい者（１級） ・介助犬 肢体不自由者（１・２級） ・聴導犬 聴覚障がい者（２・３級） ※１８歳以上で、県内に１年以上居住している在宅の方が対象となります
窓口	・盲導犬、介助犬 小諸市福祉事務所（小諸市福祉課） ・聴導犬 佐久保健福祉事務所福祉課